（地方運輸局海事部の所掌事務の特例）

第五条　地方運輸局海事部は、第十条に掲げる事務のほか、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の施行の日の前日までの間、同法附則第五条及び第六条の規定による有害物質一覧表に関する事務をつかさどる。

（地方運輸局海上安全環境部船舶安全環境課の所掌事務の特例）

第六条　地方運輸局海上安全環境部船舶安全環境課は、第七十五条に掲げる事務のほか、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の施行の日の前日までの間、同法附則第五条及び第六条の規定による有害物質一覧表に関する事務（海事技術専門官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（地方運輸局海上安全環境部海事技術専門官の所掌事務の特例）

第七条　地方運輸局海上安全環境部海事技術専門官は、第八十条第一項に掲げる事務のほか、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の施行の日の前日までの間、同法附則第五条の規定による相当確認の執行に関する事務をつかさどる。

（地方運輸局海事部船舶安全環境課の所掌事務の特例）

第八条　地方運輸局海事部船舶安全環境課は、第八十四条の三に掲げる事務のほか、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の施行の日の前日までの間、同法附則第五条及び第六条の規定による有害物質一覧表に関する事務（海事技術専門官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（地方運輸局海事部海事技術専門官の所掌事務の特例）

第九条　地方運輸局海上安全環境部海事技術専門官は、第八十四条の六第一項に掲げる事務のほか、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の施行の日の前日までの間、同法附則第五条の規定による相当確認の執行に関する事務をつかさどる。

（運輸監理部海上安全環境部の所掌事務の特例）

第十条　神戸運輸監理部海上安全環境部は、第八十九条に掲げる事務のほか、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の施行の日の前日までの間、同法附則第五条及び第六条の規定による有害物質一覧表に関する事務をつかさどる。

（運輸監理部海上安全環境部船舶安全環境課の所掌事務の特例）

第十一条　神戸運輸監理部海上安全環境部船舶安全環境課は、第百八条に掲げる事務のほか、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の施行の日の前日までの間、同法附則第五条及び第六条の規定による有害物質一覧表に関する事務（海事技術専門官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（運輸監理部海上安全環境部海事技術専門官の所掌事務の特例）

第十二条　神戸運輸監理部海上安全環境部海事技術専門官は、第百十一条第一項に掲げる事務のほか、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の施行の日の前日までの間、同法附則第五条の規定による相当確認の執行に関する事務をつかさどる。

（運輸支局海事技術専門官の所掌事務の特例）

第十三条　運輸支局海事技術専門官は、第百二十七条第二項に掲げる事務のほか、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の施行の日の前日までの間、同法附則第五条の規定による相当確認の執行に関する事務をつかさどる。

（海事事務所海事技術専門官の所掌事務の特例）

第十四条　海事事務所海事技術専門官は、第百五十三条第二項に掲げる事務のほか、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の施行の日の前日までの間、同法附則第五条の規定による有害物質一覧表の相当確認の執行に関する事務をつかさどる。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）